

## 名誉会員選考に関する規約

平成20年2月16日 理事会承認

平成27年2月7日 理事会承認

### 第1条 (目的)

本規約は名誉会員を選考し、決定するための手続等を定める。

### 第2条 (名誉会員決定の手続)

理事長は次条に定める名誉会員選考委員会による審査結果に基づき名誉会員候補者を決定し、理事会の議決を経て総会に議案として提出する。

### 第3条 (選考委員会の構成)

名誉会員候補者の選考を行うために、顕彰委員会に名誉会員選考委員会(以下 委員会)を置く。

1. 委員会は次の者により構成する。
  - 1) 顕彰委員会委員長(以下 顕彰委員長)および顕彰委員長の任命する顕彰委員会委員3名
  - 2) 理事長が任命する代議員3名
2. 委員会委員の任期は1期2年とする。
3. 委員会委員長は顕彰委員長が兼務する。

### 第4条 (選考委員会の開催)

1. 委員会は原則として毎年1回開催するものとし、その招集は顕彰委員長が行う。
2. 委員会は次条に定める手続を経て推薦された候補者の中から、次年度の総会において名誉会員として決定すべき者を選考し、その結果を理事長に報告する。
3. 名誉会員候補者の選考にあたっては、過半数の委員の賛成を得なければならない。なお、選考議決が同数の場合には委員長議決とする。

### 第5条 (名誉会員候補者の推薦)

名誉会員候補者の推薦は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 理事を含む代議員5名以上の推薦を得た者
2. 理事長が推薦する者

### 第6条 (名誉会員候補者の条件)

名誉会員候補者は、次の二つに該当する者とする。

1. 本学会への功績が顕著で、学術的業績が認められた者
2. 理事長・副理事長の経験者、もしくは理事20年以上の経験者で満65歳以上の者

### 第7条 (名誉会員の表彰・公示)

名誉会員には、学術集会あるいは総会において名誉会員証を贈呈すると共に、学会誌に写真、略歴、推薦理由を掲載して公示する。

### 第8条 (名誉会員の権利)

名誉会員は年会費、学術集会参加費等を免除され会員としての特典(機関誌贈呈等)を受ける権利を要する。ただし、理事および代議員の選挙権、被選挙権はないものとする。

第9条 (改訂)

この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規約は、平成27年2月7日より施行する。